

川も道路も、サクサクきれいで、
簡単操作、初めてでも安心！

草刈り、機械に任せませんか？

福島県では、河川堤防や道路法面の草刈り作業の効率化及び省力化を目的に、除草機械を貸し出しております。

機械を使い、除草を「楽に、簡単に、早く」してみましょう。

■ 貸出対象者

- ①清掃活動や美化活動に関して、福島県が定める制度により認められている団体
(道路河川愛護団体、道及び川サポート団体)
- ②維持管理に関して、福島県と契約している者
- ③県内各市町村

■ 使用場所：福島県が管理する公共土木施設等（道路・河川等）

■ 費用：無料

■ 詳しくは、裏面記載の福島県県北建設事務所へお気軽にお問合せください。（福島市、川俣町以外の方は、当事務所での受付はできません。最寄りの県内各建設事務所・各土木事務所へお問い合わせください。）



■ 機械：全4種類

手押し型



リモコン型



乗用型



アタッチメント型
(BH)



※油圧配管有のBHのみ取付可能です。

■ 主な手続きの流れ

○利用者

- ①物品借受申請書
- ③引渡し
- ④除草作業の実施
- ⑤除草機械の返却

○県

- ②申請書の受理・許可
- ⑥除草機械の受理
(立会い・状態確認)

■ 問い合わせ先

福島県県北建設事務所 管理課

電話番号：024-521-2529

メールアドレス：kenpoku_kanri@pref.fukushima.lg.jp

気軽にご相談
ください

